

山口市森林・林業ビジョン策定（改定）検討協議会設置要綱

（目的）

第1条 本市面積の7割を占める森林は、水源の涵養、災害予防、地球温暖化防止、生物多様性保全及び木材の生産といった多面的な機能を発揮している。

こうした本市の森林が100年先にも、現在と同様、多面的な機能を持続的に発揮し続けるために、今から、市、市民及び企業が取り組まなければならない森林への関与について、基本的な指針（以下「山口市森林・林業ビジョン」という。）をとりまとめることを目的として、「山口市森林・林業ビジョン策定（改定）検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討・協議し、市長に意見を述べる。

- （1）「山口市森林・林業ビジョン」策定及び改定に関すること
- （2）その他協議会の目的を達成するために必要なこと

（委員）

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から市長が指名し、委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）林業関係団体等を代表する者
- （3）地域を代表する者
- （4）その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、協議会の目的を達成するまでとする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により決定する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、農林水産部農林整備課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は平成23年12月1日から施行する。

この要綱は令和4年4月1日から施行する。